

# 下水道課からのお知らせ

## 下水道使用料が変わります

市では、令和8年5月分(6月請求分)から下水道使用料を改定します。なお、急激な負担増加を避けるため段階的に改定します。

改定後の使用料は、これまでと同様に県内の他市町村と比べても依然として低い水準にとどまります。市では引き続き効率的な事業運営に努め、健全で持続可能な下水道経営を進めていきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※長辰地区の特定環境保全公共下水道区域を除き、市内全域での実施となります。

### 改定内容

下記のとおり、それぞれ使用料月額を改定します。下水道を使用している人の急激な負担増加とならないように段階的に改定します。

(税抜)

区分	単位	現行	改定時期と改定使用料			
			令和8年5月分			
			一段階目	二段階目		
		令和8年4月分まで	令和8年5月分	令和10年5月分		
		月額	月額	月額		
水道汚水	基本料金	10㎡まで	820円	1,025円	1,230円	
	従量料金 (1㎡につき)	一般汚水	11～20㎡	96円	120円	144円
		21～50㎡	109円	136円	164円	
		51～100㎡	119円	149円	179円	
		101㎡～	132円	165円	198円	
	公衆浴場汚水	11㎡～	8円	10円	12円	
その他汚水	1㎡につき	41円	51円	62円		

●問合せ 下水道課 業務係 ☎ 77・8293

## 下水道の供用を開始した区域をお知らせします

3月31日から、下記の区域で下水道が使用できるようになりました。下水道が使えるようになった区域の人は、お早めに下水道への接続をお願いします。

下水道マスコットキャラクター「スイスイ」



燕地区	殿島一丁目、秋葉町四丁目、水道町四丁目、小高、佐渡、八王寺、大曲の各一部
吉田地区	吉田西太田、吉田本所、吉田下町、吉田中町、吉田松岡町、吉田新町、吉田旭町三丁目、吉田東栄町の各一部
分水地区	中諏訪、下諏訪、野中才の各一部

- 下水道法により、公共下水道が整備されたら速やかに接続することが定められています。
- また、くみ取り式トイレを使用している場合は、3年以内に水洗トイレに改造することが義務付けられています。
- 供用開始区域図は市ホームページでご確認ください。



- 供用開始日から1年以内に接続すると、下水道使用料が1年間無料になります。(新築は対象外)
- 市内の金融機関から、低利な排水設備資金の貸付を受けられる制度があります。(新築と集合住宅は対象外)

●問合せ 下水道課 計画管理係 ☎ 77・8291

移住家族支援事業・まちなか居住支援事業

## 住宅取得を補助します



詳細はこちら▼



市内で住宅を取得する子育て世帯など、一定条件を満たした人を対象に、住宅取得費の一部を補助します。

- 受付開始日 4月1日(水) ※予算に達し次第キャンセル待ちの受付を行います。
- 補助対象者 以下の要件をすべて満たした人

	①移住家族支援事業	②まちなか居住支援事業
対象者	転入者(賃貸住宅に移り住み3年以内の世帯含む)	市民(申請時の年齢が満50歳未満の人)
対象住宅	建築場所が市内であること	建築場所が「燕市立地適正化計画」で設定している「居住誘導区域」内であること
共通要件 ※全て満たす人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新築または中古住宅(昭和56年6月1日以降に建築)を購入するため、金融機関などと借入契約を締結し、当該住宅に2人以上で居住する人</li> <li>●市税の滞納がない個人</li> <li>●新築の場合は、計画認定申請時点において基礎工事に着手していない人</li> <li>●購入の場合は、計画認定申請時点において契約していない人</li> <li>●補助金交付申請書を年度内に提出できる人</li> </ul>	

- 補助金額 ①は最大110万円、②は最大35万円が上限です。基本額・条件に応じた加算額など、詳細は市ホームページをご確認ください。
- 申請方法 申請書を都市計画課 都市計画係まで提出。※郵送不可
- その他 住宅ローン「フラット35」を利用し住宅を取得する場合、金利の優遇を受けることができます。
- 事前相談・問合せ 都市計画課 都市計画係 ☎ 77・8263

## 住宅・建築関連の補助金をご活用ください

●申請期間 4月1日(水)～8月31日(月)

### ○木造住宅の耐震化に関する費用の補助

昭和56年以前に市内で建築された1戸建ての木造住宅を対象に、耐震化に係る工事費の一部を補助します。

■対象者 住宅の所有者またはその親族(3親等以内)で市税の滞納がない個人

対象工事	補助額	予定件数	
耐震改修*	耐震性のある住宅に改修	工事費の5分の4(上限140万円)	2件
部分耐震改修*	高齢者等住宅を段階的に耐震改修	工事費の5分の4 (1回目上限:70万円、2回目上限:70万円)	1件
耐震建替*	対象住宅を除却し、同敷地に戸建て住宅を建設	工事費の5分の4(上限110万円、子育て世帯住宅は上限140万円)	10件
住替除却	市内の別敷地に新築する住宅または耐震性のある既存住宅へ住替えするために、対象住宅を除却	工事費の23%(上限50万円)	3件
耐震シェルターなど	高齢者等住宅の1階部分に耐震シェルター、耐震ベッド、耐震テーブルを設置	工事費の2分の1(上限30万円)	1件
感震ブレーカー	対象住宅に感震ブレーカーを設置	工事費の5分の4(上限5万円)	2件

\*耐震改修・部分耐震改修・耐震建替工事は、補助額の上乗せ加算があります。詳細は市ホームページをご確認ください。

■その他 市内の事業者、または「新潟県木造住宅耐震改修事業者リスト」に掲載された事業者が発注する場合、代理受領制度を利用することができます。詳細は市ホームページをご確認ください。



### ○木造住宅の耐震診断に関する費用の補助

昭和56年以前に市内で建築された1戸建ての木造住宅を対象に、耐震診断費を全額補助します。

■対象者 住宅の所有者または所有者の親族(3親等以内)で市税の滞納がない個人

■補助額 全額補助 ■予定件数 20件

詳細はこちら▲

●問合せ 営繕建築課 建築指導チーム ☎ 77・8282